

応急復旧計画

第1章 情報の収集・伝達・報告

■ 対策の体系と実施機関

体系	区担当部署	関係機関
第1節 情報の収集・伝達	経営企画部、危機管理部	
第2節 被害情報の報告	危機管理部	
第3節 区民等への情報伝達	経営企画部、危機管理部、生活振興部	

■ 自助・共助の役割

区民	・ 地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関する事 こと
自主防災組織等	・ 地域情報の把握、区、防災関係機関への通報に関する事 こと ・ 区等の伝達する情報の収集、地域での情報共有に関する事 こと ・ 要配慮者等への伝達に関する事 こと
事業所等	・ 地域情報を把握、区、防災関係機関への通報に関する事 こと ・ 区等の伝達する情報の収集、従業員への伝達に関する事 こと

■ 対策の前提と課題

- 災害対策においては、災害対策を展開する上でいかに早く情報を把握するかが重要である。
- 被害想定においては、通信の不通率が11.6%となっているが、災害直後から固定電話、携帯電話はもとより、メールなども輻輳により通話が不可能となることが予想される。更に、停電により通信機器の機能低下なども考えられる。

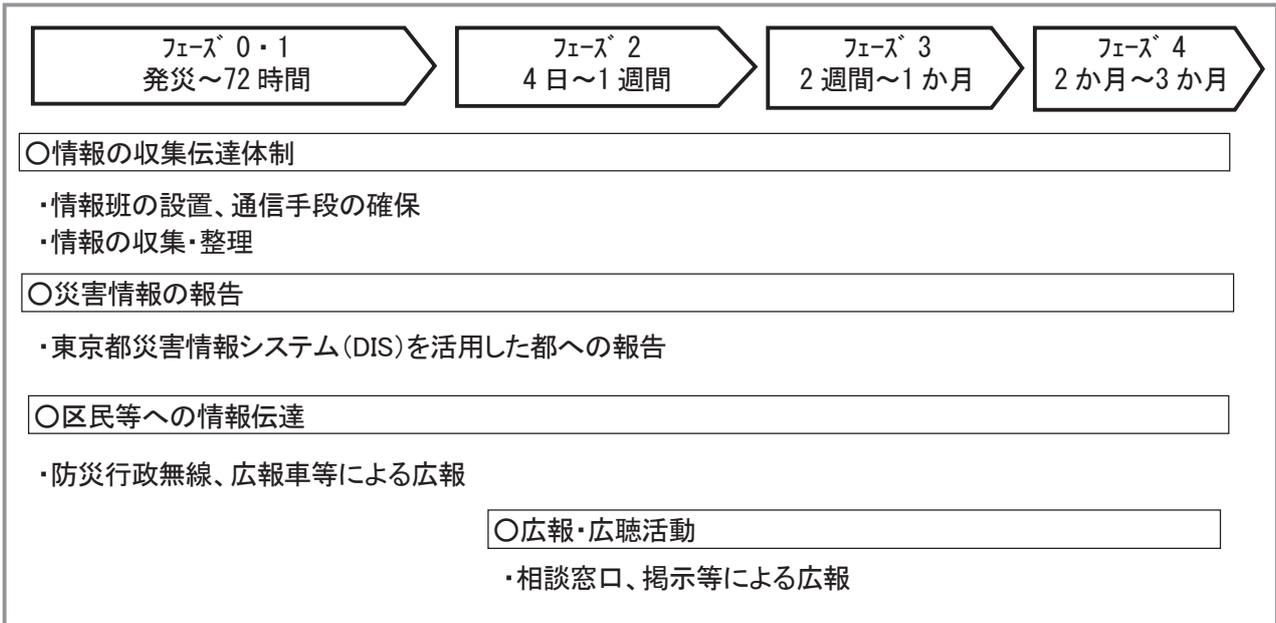
■ 対策の現状

- 区では、区民に一齐に情報を提供する江戸川区防災行政無線（固定系）、現場との情報を伝達するための江戸川区防災行政無線（移動系）及びMCA無線を整備している。また、東部南西支援通信隊（アマチュア無線）との協定を締結している。
- 都及び防災関係機関との連絡のため東京都防災行政無線、東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。

■ 対策の方針

- 発災後、区災害対策本部及び各部に情報班を設置して災害情報を集約し、全ての情報を管理して共有する体制を構築する。
- 区民等からの情報は、相談窓口、コールセンターを設置して活用する体制とする。

■ 対策の流れ



第1節 情報の収集・伝達

1 通信手段

大地震が発生した場合には、次の手段を活用して情報の収集・伝達を行う。

(1) 区防災無線

防災行政無線機（携帯型）及びMCA無線機（車載型、携帯型）により、区役所～事務所～避難所～被災現場の情報連絡を行う。

(2) 都防災無線

都防災行政無線（防災無線電話、無線ファクシミリ、画像伝送システム、DIS*）を活用し、都及び防災関係機関と情報連絡を行う。

*DIS＝都災害情報システム、Disaster Information System の略

(3) 災害時優先電話

公共施設及び避難所において、災害時においても通話規制がかからない災害時優先電話を用いて情報連絡を行う。

(4) アマチュア無線

協定団体の協力を求め、区と区内のアマチュア無線局と情報連絡を行う。

2 情報の収集・整理

(1) 情報班の設置

区は、区災害対策本部及び各部に情報班を設置し、情報の集約及び整理を行う。整理した情報は、各部及び防災関係機関に提供し、情報の共有化を図る。

第4部 初動応急計画【震災編】

(2) 災害情報の収集

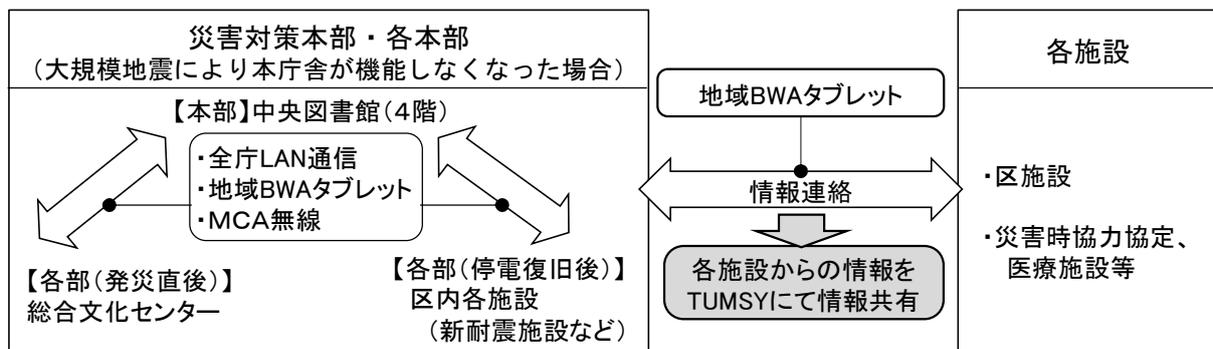
区は、次の手段によって、災害情報を収集する。

- ① テレビ・ラジオによる報道情報
- ② 高所カメラ（本庁、タワーホール船堀等）による被害、火災発生等の被害概略情報
- ③ 無線・災害時優先電話等による公共施設、避難所からの報告
- ④ 各部の現地調査等による被害状況
- ⑤ 警察署、消防署その他関係機関からの通報
- ⑥ 区民からの通報

3 大規模地震時の情報連絡体制

大規模な地震により本庁舎が利用できないと判断された場合は、中央図書館及び総合文化センターを本庁舎代替施設とし、災害対策本部及び各部本部等が設置される各施設間において、防災情報システム（TUMSY）、MCA無線、及び地域BWAタブレットを活用し、情報連絡、情報共有を行う。

また、各部本部と各施設（避難所、待避施設等）との情報連絡手段は、地域BWAによるタブレット端末を活用する。



第2節 被害情報の報告

1 災害報告

区は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。

なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、総務省消防庁に報告する。

(1) 報告すべき事項

報告すべき事項は、以下のとおりである。

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害が発生した場所または地域
- ④ 被害状況(被害の程度は、認定基準による)
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ⑥ 災害救助法適用の可否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項

(2) 報告の方法

原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。

ただし、システム障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	発災情報
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	災害総括 被害情報 措置情報
要請通知		即時	要請情報
確定 報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報 措置情報
災害年報		4月20日	災害総括

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第16章の定めるところによる。

第3節 区民等への情報伝達

1 情報伝達

区は、区役所の震度計で震度5弱以上の地震を感知したときは、自動警報システムが作動し、防災行政無線により区民に注意を喚起する。

その他、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるよう、以下の手段を活用して速やかな活動を行い区民に正確な情報を提供する。

- (1) エリアメール・緊急速報メール
- (2) 江戸川区公式ホームページ
- (3) 江戸川区公式X（旧ツイッター）
- (4) 江戸川区公式LINE
- (5) 江戸川区防災アプリ
- (6) 江戸川区防災ポータル
- (7) えどがわメールニュース
- (8) 防災放送確認ダイヤル
- (9) Lアラート
- (10) 広報車
- (11) FM えどがわ割込放送
- (12) 緊急告知 FM ラジオ
- (13) J-COM ケーブルテレビL字放送
- (14) ケーブルテレビ告知端末
- (15) ヤフー連携
- (16) NHK データ放送

2 広報・広聴

(1) 相談窓口の設置

区は、区役所及び各事務所に相談窓口を開設し、区民の死亡者状況の提供、申請手続きや生活相談、問い合わせ等への対応を行い、区民からの情報を収集する。

(2) コールセンターの設置

区は、一般電話での通話が可能な場合は、区役所内にコールセンターを設置し、区民等からの通報や死亡者情報など問い合わせに対応する。

(3) 災害情報等の提供

区は、警察署など防災関係機関と連携し、災害情報や治安に関する情報等を集約し、避難所や公共施設等に掲示する。

3 情報伝達要請

区は、災害等のため通信ができない場合または通信が著しく困難な場合は、都に協力を要請するとともに、災害対策基本法第57条の規定により通知、要請、伝達または警告のため通信・放送・インターネット事業者等に対し、区民等への放送及び情報提供を要請する。

4 記者発表

区は、記者会見場所を設置し、本部会議で諮った事項について定期的に記者発表を行い、必

要な情報を報道機関へ提供する。

また、被災地や避難所等においては、被災者に配慮した取材活動を行うよう報道機関に要請する。